西宮市総合計画審議会第1部会(第1回)

日時:平成20年7月29日(火)

場所:西宮市役所東館 804

時間:13:30~15:29

川本部会長 それでは、ただいまより始めさせていただきます。

皆さん、よろしくお願いいたします。

きょうは本当、皆さんお足元の悪い中、ご出席いただきまして、どうもありがとう ございます。

まだ3名、4名、お見えになってない。

田村総合計画担当グループ長 うち3名は事前に欠席をお受けしています。 お一人がお見えになってない状況です。

川本部会長 お一人だけ、お見えじゃないのですが、時間が来ましたので、始めさせていただきます。

ただいまから西宮市の総合計画審議会第1部会を開会させていただきます。

この第1部会は、本日が第1回目となります。そして先日、総会が開かれましたけれども、そのときに私自身、ちょっと欠席いたしまして、申しわけございませんでした。そのときに、辰馬会長のご指名によりまして、部会長となりました川本でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

きょう、ご出席の副部会長さんをはじめ、委員の皆様方のご協力を得まして、効率的な審議を進めていきたいと考えておりますので、皆様、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の委員の出席状況を事務局の方からご報告ください。

田村総合計画担当グループ長 14名の委員さんの中で10名のご参加をいただいております。

それと本日、傍聴のご希望がありまして、杉野さん、高橋さんのお二人の傍聴希望 をお聞きしておりますが、よろしいでしょうか。

川本部会長 皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川本部会長 それでは、どうぞ。

(傍聴者入室)

川本部会長 それでは、今の報告どおり出席者10名で過半数に達していますので、本日の会議は成立しております。

それでは、早速でございますが、審議に入らせていただきます。

本日の審議項目は予定によりますと、基本構想、基本計画総論、基本計画各論の計画推進編第2章となっています。

基本構想を審議した後に、基本計画の総論と各論計画推進編第2章の審議をしたいと思っております。

それではまず、基本構想について、市から説明をよろしくお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 それでは、基本構想原案につきまして、ご説明をさせていただきますが、それに先立ちまして、机の上に本日、資料を置かせていただいております。そちらの方の資料の説明から入らせていただきます。

まず、クリップで留めておりますけれども、前の方の部分につきましては、総会の際にお渡しをさせていただいた資料の差しかえをお願いする分になります。上から順番にいきますと、資料の 3 総合計画の作成イメージ、この分で平成19年度の一番左側の市民の欄、 の懇談会のところで学生懇談会、商工会議所との懇談会、それをつけ加えさせていただきました。そして、20年度のところで、下から二つ目になります

が、パブリックコメントについての記載、それをさせていただいたというもので差しかえをお願いいたします。

続きまして、二つ目の資料になります。資料の 5 運営要領(案)になりますけれども、こちら総会の際にも修正をお願いいたしましたが、第 1 条の第 1 項第 3 号、「うるおい、かいてき」が「うるおい、あいてき」と間違っておりましたので、差しかえをお願いいたします。

そして、次の3番目の資料、 6になります。こちらにつきましては、基本計画総論の部分、こちらの第5から第7のところ、第5のところがリーディングプロジェクトという表記になっておりましたのと、第6の基本計画の見直し、この項目が抜けておりましたので、修正をさせていただきました。差しかえをお願いいたします。

そして、4つ目の資料になります。資料の 11になります。こちらも総会の際に委員の方から、事業計画の内容につきまして、もう少し詳しい表記したものを出してほしいというご意見をいただきましたので、必要な部分につきまして、表記を変えさせていただいております。事業概要等につきまして網掛けをさせていただいている部分、そちらがもともとの資料から修正をさせていただいた部分になります。今後はこちらの方でお願いいたします。

それと、本日の資料につきまして、あと3点ございます。

一番上に総合計画における基本目標の検討状況、A4の2枚物の資料をつけさせていただいております。こちらの方につきましては、後ほど、基本構想の基本目標を説明する際に使用させていただきます。

あと、資料といたしましては、2点ございます。

これも A 4 の 2 枚物の資料で、数字ばかりが並んでいる表になります。横で見ていただきまして、主要税目のテストと 1 ページ目に書いている資料になります。こちらの方、本日の財政見通し、そこを説明する際に使わせていただく資料ということになります。

そして、最後の資料になります。第3次総合計画の財政フレームと決算との比較というA4の1枚物の資料をつけさせていただいております。こちらも総会の際に、委員からいただきましたご意見により作成させていただいた資料で、第3次総合計画での財政フレームと実際の決算との比較をさせていただいた表になります。これも財政見通しを説明する際に触れさせていただく資料となります

以上が本日、お手元に配らせていただきました資料になります。差しかえ等よろし くお願いいたします。

それでは、基本構想(原案)の方の説明に入らせていただきます。

本日の説明ですが、時間の都合もありますので、ポイントに限らせていただいて、 ざっとした説明になるかと思いますけれども、どうかご了承いただくようにお願いい たします。

それでは、基本構想(原案)表紙を 1 枚めくっていただきました 1 ページからお願いいたします。

第1といたしまして、総合計画策定の趣旨、こちらから入らせていただきます。

こちらにおきましては、まず1として総合計画策定の背景といたしまして、総合計画を策定していく上での留意点、そういったものについて、記述をさせていただいているところです。昭和38年に「文教住宅都市宣言」を行い、そして、昭和46年、最初の総合計画策定から1次、2次、3次と引き継いで取り組んできたといったような内容につきまして、記述をさせていただいているところでございます。

それでは、次の2ページをお願いいたします。

2番といたしまして、前総合計画によるまちづくりについて記述をしております。

こちらにつきましても、総合計画を策定する上で、先ほどと同じ留意すべき事項ということになりますが、直近の総合計画でございまして、その総括も含め、やや詳しく記述をさせていただいているというものでございます。

それでは続きまして、3ページお願いをいたします。

第2といたしまして、総合計画の役割と目標年次について記述をいたしております。 まず、1といたしまして、総合計画の役割でございます。

こちらにつきましては、総合計画の果たす役割、そして、その総合計画の構成につきまして、記述させていただいております。

1 行目になりますが、総合計画は本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となるものです。

また、構成につきましては、総会の際にもご説明をさせていただきましたけれども、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成いたします。

また、それとあわせまして、計画の実効性を高めるため、必要に応じ、行政各部門 におきまして部門別計画を策定することとしております。

それでは、次の目標年次をお願いいたします。

基本構想、基本計画につきまして、計画の期間を記述しております。

まず、基本構想につきましては、最初の2行になりますが、目標年次といたしましては、平成30年度、21年度から30年度までの10カ年としております。現在、時代の変化、そういったものが非常に激しいと言われております。また、医療でありますとか保健、福祉などの各種の制度でありますとか、市民生活の利便性などの変化、これは確かに激しいものがあります。

ただ、その一方で、後ほど触れさせていただきます時代の潮流、時代の大きな流れ、 少子高齢化でありますとか、循環型社会への移行などの時代の大きな流れ、潮流といったものには、今後10年、変化はないであろう。その流れは変わらないであろうとい うふうに予測をしております。

また、先ほども触れさせていただきましたように、基本構想につきましては、長期的なまちづくりの基本的方向、それを示すものであり、その策定に当たりましては、そういう時代の大きな流れ、そういったものを踏まえていくことが大切であると考えております。

このまちづくりの基本的な方向につきましては、地理的な条件、状況でありますとか、歴史的な積み重ね、そういったものも考慮していかなければならないと考えており、そういったものも10年、大きく変わるものではないと考えております。

こういった内容を考え合わせまして、基本構想につきましては、10年という経過期間を設定しているものでございます。

続きまして、基本計画になります。

こちらにつきましては、記述でいきますと2番目になりますが、この基本構想上は、 21年度を初年度とし、30年度を目標年次とする10カ年の計画としております。

この基本計画につきましては、先ほどの基本構想とは異なり、医療でありますとか、保健福祉、各種の制度、個別の施策、事業、それにつきまして、計画、内容を記述しているものであります。これにつきましては、社会情勢の変化等、非常に激しいものがあると考えられますので、10年という期間を設定しておりますが、後ほど説明させていただきます基本計画総論の中におきまして、中間年度であります平成25年度に基本計画の見直しを行うこととしております。

そして、実施計画につきましては、3年間の計画としまして、毎年度、見直しを行っていきたいという記述をさせていただいているものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

4 ページから 6 ページに第 3 といたしまして、時代の潮流とまちづくりの主な課題を記述させていただいております。

ここで言います時代の潮流といいますのは、その流れが良いとか悪いとか、そういう価値判断とは関係なく、とめるといったようなことや方向性を変えるというようなことはできない。いわゆるあがなうことのできない時代の大きな流れ、そういったものを考えており、そのような流れにはどのような流れがあって、それが本市のまちづくりにどんな課題を提起しているのかといった内容につきまして、まとめさせていただいて記述しているものでございます。

潮流といたしまして取り上げております項目が、1番目として、少子高齢化の進展でございます。そして、2番目が環境に配慮した循環型社会への移行でございます。

そして、5ページになりますが、3番といたしまして、地方分権の進展、4番といたしまして、ICT(情報通信技術)への対応。5番といたしまして、グローバル化の進展、そして、6ページになりますが、6番目といたしまして、生活圏の広域化、こういった内容、潮流につきまして、記述させていただきました上で、本市にとっての課題を記述しているものでございます。

それでは、続きまして、7ページをお願いいたします。

まちづくりの基本目標でございます。

まず、 7 ページにおきまして、基本目標について記述させていただいております。 今回の第 4 次の原案におきましては、基本目標といたしまして、 7 ページー番下の 「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」これを設定しております。

第3次である現在の総合計画におきましては、基本目標、都市目標は、「文教住宅都市を基調とする個性的な都市の建設」を目標として掲げ、1次、2次、3次と取り組んでまいりました。

また、第3次総合計画におきましては、サブテーマといたしまして、「活力と希望 に満ちた西宮」を設定して取り組んできたところでございます。

こちら、「活力と希望に満ちた西宮」につきましては、都市活力の向上と相まって、 震災からの一日も早い復興、これを目指す意思、そういったものを表現していたもの と考えております。復興をなし遂げまして、人口増とともに、まちのにぎわいと活力 があふれております現在におきましては、次の都市目標を考えてまいりたいというこ とで検討してまいりました。

そちらにつきまして、先ほど見ていただきました本日お配りさせていただいた資料のうち、後ろから3番目になります第4次総合計画における基本目標の検討状況でございます。

こちらの資料に書かせていただいておりますのは、今まで取り組んでまいりました中で、まちづくりについてご意見をお聞きし、いろんな議論をしていただいた中で、都市目標、基本目標に関する内容につきまして、まとめさせていただいているものでございます。

この資料の1ページから入らせていただきますと、1番目として、市民意識調査の 結果でございます。

18年度に市民満足度調査を実施しており、重要度の高い順に並べてございます。

そして、19年度におきまして、まちづくりについての市民アンケート調査を実施しており、その内容をまとめております。

細かい内容につきましては、おつけしています資料の 12と13の資料になります。

そして、1ページ、その2番目になりますが、各種懇談会等における意見、19年度におきまして、各種の懇談会、団体懇談会でありますとか、地域懇談会、学生との懇談会、そういったものを実施してまいりまして、その中でいただきましたご意見の中で、まちづくり、基本目標に関する意見をピックアップし、まとめさせていただいているものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

2ページの下になりますが、3番といたしまして、策定委員会における意見。

市民主体の策定委員会を昨年度、19年度におきまして設置をいたしました。その中でも、さまざまな議論、意見をいただいております。

その際に、基本目標についてご検討をいただいた中で出てきた意見、それについて、 2ページから3ページにかけて、まとめさせていただいているものでございます。

そして、3ページの下になりますが、4番目といたしまして、学識経験者懇談会に おける意見。

学識経験者の方々で組織をいたします懇談会、これも19年度に設置をしまして、指導助言をいただいてまいりました。その中でいただきました意見、こちらの方にまと

めさせていただいている、3ページから4ページにかけてというものでございます。

このようにして、検討させていただき、いろいろな意見をいただいてまいりました。これらの意見につきまして、すべてを取り入れて基本目標にするということは不可能でございますので、その中から大きくこれらの意見を集約できますキーワード、これを選んでまいりまして、高齢者に優しいでありますとか、災害に強い、そして心の触れ合い、健康的とか楽しい。心地よく、つながりとか、心豊かにとかなどのキーワードを抽出してまいりまして、それに加え、今後のまちづくり、それを考えました場合、心の豊かさでありますとか、生活の質の向上、重視、町がかもしだす雰囲気、都市の品格、そういったものが今後のまちづくりにおいて重要な要素になっていくであろうということ。

さらには、人口減少社会が言われる中で、本市におきましては計画期間中におきましては、緩やかな人口増が続いていくという状況、また、美しい自然環境や市民の活発な地域文化活動など、本市の誇るべき文教住宅都市としての特性、そういったもの。

そして、それに加えまして、市民意識の多様化などに伴います人間関係の希薄化といった社会情勢、そういったものを総合的に勘案させていただきまして、先ほどご紹介しました「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を設定しているものでございます。

基本目標の言葉につきましては、先ほど見ていただきました資料の中でも学識経験者からいただいた意見で、どんな文教住宅都市なのか、一言目からイメージが続くようなキャッチフレーズの連鎖、そういったものが必要だ、また、そういう都市目標という性格から、子供でもお年寄りの方でも口にすることができるなるべく短くてインパクトのある言葉が望ましいであろう、ということも考え合わせまして、こちらの「ふれあい 感動 文教住宅都市」を設定させていただいております。

その内容につきましては、本市は人が多く集まる都市である。そこでの新たな、そ して多様なふれあいが生まれる。その多様な新たなふれあいが働く機会でありますと か、学ぶ機会、遊ぶ機会を広げ、市民生活を豊かにし、人々の感動の心を呼び起こす。 そして、その感動の心がまた新たなふれあいを生み出していく。そういったまちにし ていきたいという願いを込めまして、この基本目標を設定させていただいているとい うものであります。

それでは、次の8ページをお願いいたします。

こちらでは将来のまちのイメージについて、記述をしております。

この将来のまちのイメージといった項目につきましては、現在の第 3 次総合計画に はない項目として記述をしております。

今回、この将来のまちのイメージを記述させていただきました理由といたしましては、先ほど見ていただきました基本目標は、いろいろなまちづくりへの思いを一言で表現するため非常に抽象的で凝縮したものとならざるを得ないことがございます。それはインパクトのあるだれでも口ずさんでいただける、そういったイメージづくりには適しておりますが、具体的な計画を進めていく上で、西宮はどういうまちになるんだという具体的なイメージが沸きにくいということもございます。

また、後ほど説明いたしますが、市が行っております各施策、これといわゆる基本目標、これをつなげていくもの、間に立つものが必要であるというふうに考えており、8ページにおきまして、将来のまちのイメージとして、五つのイメージを設定し、これらのイメージの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

こちらの方で五つのイメージを設定しておりますが、設定に当たりましても、先ほど見ていただきましたいろいろなご意見、そういったものを踏まえ、五つのイメージを抽出しております。

まず、1番といたしましては、「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」、2番といたしまして、「子どもたちの笑顔があふれるまち」、3番といたしまして、「みんなが安心して暮らせる安全なまち」、4番といたしまして、「水と緑と光ゆたかな美しいまち」、5番といたしまして、「人々が楽しく交流する元気なまち」という五つのイメー

ジを設定してございます。

それでは、続きまして9ページ、第 5 といたしまして、施策の大綱をお願いいたします。

この施策の大綱につきましては、この総合計画に基づきまして実施をしていきます 市の各施策、これにつきまして、先ほどのまちのイメージ、これとあわせまして、そ れぞれどういう施策を行っていくか、実施をしていくかということのくくりをしてお ります。

ただ、先ほど見ていただきましたまちのイメージだけでは、市が実施いたします各施策、これをすべてくくりきることができませんので、それぞれのまちのイメージに関係のあるキーワード、これを設定し、まちのイメージを少し膨らませて、そのキーワードにつながる各施策をくくっているという形にしております。

9ページから順番にいきますと、1番といたしまして、「いきがい・つながり」「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」につきまして、「いきがい・つながり」というキーワードを設定し、その下にこの四角の中に書いています施策、これを実施するということにしております。

そして、2番といたしましては、「子どもたちの笑顔があふれるまち」につきまして、「すこやか・はぐくみ」というキーワードを設定して、関係施策をくくってございます。

それでは10ページ、11ページをお願いいたします。

3 番といたしまして、「みんなが安心して暮らせる安全なまち」につきまして、「あんしん・あんぜん」というキーワードを設定し、関係施策をくくっております。

同じように、4番の「うるおい・かいてき」5番の「にぎわい・そうぞう」という キーワードを設定しているものでございます。

それでは、次の12ページ、13ページをお願いいたします。

こちら12ページにおきましては、先ほどの形、基本目標から将来のまちのイメージ、

そしてキーワード、そして、それにつながる施策といったものを表にさせていただい ております。

そして13ページにおきましては、その関係を図で表しました上で、円を描かせていただいて、相互に関係をするといったところを表しているものでございます。

それでは、続きまして14ページ、15ページをお願いいたします。

第6といたしまして、総合計画の実現に向けて。この総合計画を実現していくため の仕組みについて記述させていただいております。

まず、14ページでは1といたしまして、参画と協働の社会の実現。

今後、市政運営を進めていく上では参画と協働、これによりまして、市の運営を進めていくといったような記述、それをさせていただきました上で、市民の役割、市の役割について記述をしているものでございます。

そして、15ページにおきましては、 2 番目といたしまして、行政マネジメントの推 進。

行政運営につきまして、(1)行政経営を進めるための仕組みづくりとして、効率的で柔軟な行政マネジメントシステムの確立。そして(2)選択と集中による戦略的な取り組み、そういった取り組みにより推進していきたいということで記述をしているものでございます。

基本構想につきましての説明は以上でございます。

川本部会長 ただいま市からの説明が終わりましたので、基本構想の審議に入りたいと思います。

発言される場合には、原案の何ページの何についてという形でお願いしたいと思います。

それでは、皆様、ご意見なり、それからご質問を今から受けしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

よつや委員 市会議員のよつやでございます。

まず、何ページのという前に、総合計画そのものです。これを市民がぱっと見た場合に、どういうものかというのがちょっとわかりにくい。全体としてわかりにくいものになっているのではないか。まず、第一印象があったものですから、例えば、先ほどの14ページで、「総合計画の実現に向けて」という全体の「参画と協働の社会の実現と行政マネジメントの推進」というふうに副題をつけておられますが、これですと、全体ですよね、市政全体といいますか、これから施策を行っていかれるというか、今までもずっと行ってこられたわけですが、行政にかかわっている皆さんですね。それの全体に向けてということかと思うのですが、これから、また財政の面では別の時間を取られますけれども、財政だけで言うと、施策の中の全体の一部の部分を総合計画に載せているという気がするのです。

そこの15ページの例えば(2)の施策の優先度づけや資源の効率配分、事業の取捨 選択です。取捨選択的な取り組みなど進めますというふうに書いておられるのですが、 これだったら行政経営全体のマニュアルという感じもするわけですね。そういうふう に受け取っていいのかどうかというのをまず一つ大きな質問です。

全体のイメージからすると、全体を包括したものなのか、一部の施策に反映させる ものなのかということをはっきりしていただきたいということをまずお願いしたいと 思うのですが。

それから次に、ちょっと細かくなりますが、4ページ、5ページ全般の「時代の潮流とまちづくり」ということで、6つ挙げておられる。その中で、非常に大事であり施策に反映しなければいけないこととして、まず、5ページに書かれている、ニーズは多様化し、増大することが予測されますと言っておられるのであれば、それを前提に4番のICTへの対応という項目が挙がったときに、本当に果たして多様なものに対応できるのかどうかということがまず一つ疑問です。

どういうことかと言うと、(4)の方で書かれているそのICTへの対応ですが、こ

れは、市が行っていくというよりも、社会全体がそういう状況になっているということだと思うのです。市もそれに向けて同じように追いかけるというか、西宮市はICTとか情報を駆使した先進市であるということは内外に知られているところがありますが、それを率先するのであれば、その前提となる社会が今、1番や2番で挙げておられる少子高齢化社会であるとか、環境を重視したことをやっていかなければいけないというときに、ICTを進めていくことがいいのか、どうかという、この1番、2番とかと、この4番との何ていうのかな、ぶつかり合う部分があるのではないかということです。これをどう調和してやっていけるのかということが、一つ疑問です。課題として、挙げているわけだから、具体的にどうするかというのは、これはまた各論でいくことなのでしょうが、この課題をうまく施策に実施していけるのかということが、一つの大きな疑問です。

それから、私は、この6月まで総務常任委員会というところにいましたので、この資料も前段階の部分でちらっと見せてもらっていたわけですが、7ページのこの基本目標ですね。これは委員会でも議論があったが、非常にわかりにくいというか、この文章として、基本目標「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」というものが、言葉として、文教住宅都市・西宮というのは、ぴったりくるわけですが、「ふれあい 感動」というものをこの文章にした場合に、基本目標と言える言葉なのかどうかというのがまず素朴な疑問です。その辺のところ、このままでいくとしたら、非常に語感が悪いですし、あと、説明されればそうなのかなと思いますけれども、ぱっと読んだときに、一義的に不明確ではないか。もっと明確な言葉に置きかえられないものかというのが一つ疑問です。それは三つ目の疑問としてお答えいただきたいと思います。

それから四つ目としまして、8ページ、将来のイメージですが、これは非常にわかりやすいです。将来のイメージとして五つほど挙げておられる。それが今度は、キーワードとして9ページから11ページまで五つ挙げておられるのですが、これは端的に言って、そのキーワードを挙げること、これも言葉の問題なのですが、言葉でキーワ

ードを挙げるよりも、この将来のイメージをそのまま持ってきた方が、よりわかりやすかったのではないかなと。その言葉が文書として長くなるから避けておられるのか、キーワードとしてその挙げることの意味がいまいちわからなかったという、ちょっと細かい話ですけれども、疑問です。

川本部会長 じゃあ、市の方からお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 順番に行かせていただきますと、1番目といた しまして14、15ページの推進のところになろうかと思います。

こちらの方につきましては、この総合計画を推進していくための仕組みについて記述をしておりますので、計画全体に及ぶというふうに考えております。

そういうお答えでよろしいですか。

よつや委員 だから、計画そのものがどういうものかということなのです。わかりやすく言えば、何もわからない状態で総合計画とは何ですかと言われたときに、 市の政策全体に及ぶものかということを聞いているのです。

田村総合計画担当グループ長 総合計画自身が市の全体に及ぶようなものかということですか。

よつや委員 そうです。だから今言った14ページ、15ページを見てみると、これだったら、市の施策全体に及ぼされるべきものなのかなと。これが、総合計画実現に向けての一つのマニュアルだとすれば、市の施策全体に及ぼされるべきものが総合計画なのですかという質問です。

田村総合計画担当グループ長 それにつきましては、3ページのところで、総合計画の役割という記述をさせていただいております、総合計画の役割の1行目からになりますが、本市の長期的なまちづくりの云々で、事業、施策を総合的、体系的に示して、市政の指針になるということになりますので、総合計画、まず、市全体に及ぶものだというふうに考えていただいたらいいと思います。

その上で、その計画を推進していくための仕組みといたしまして、参画と協働と行

政マネジメントという二つの仕組みによって進めていきたいという記述をさせていた だいたというものです。

そして、続いていきますと、2番目のご質問といたしまして、時代の潮流のところになります。おっしゃっておられたのは、市民ニーズの多様化というか、ICTと1、2、少子高齢化や循環型社会の移行がバッティングすることがあるのではないかということでよろしいですか。

よつや委員 そうですね、はい。

田村総合計画担当グループ長 ちょっと具体的にどういう形でバッティングがあるのかは、これを見る限りではちょっとわかりにくいところがあるのですが、仮にそれぞれの課題、それへの対応のところでバッティングするようなことがあれば、当然、施策ごとに調整を取りながら、進めていくということになると思います。こちらは、先ほど説明させていただきましたように、あくまでも大きな流れとしてこういうものがあって、こういう課題が提起されていますよといった内容について記述させていただいた部分であるとご理解いただきたいと思います。

あと、次の 7 ページの基本目標のところ、「ふれあい 感動」の語感につきましては、ちょっと個人的な感覚のところもあろうかと思いますが、私、個人としては、別に語感が悪いとは思ってはいないです。仮に、語感でいくと、どう続けばいいのかなと。もし、おっしゃっていただけましたら。どういったところが語感として。

よつや委員 例えば、第3次の総合計画だと、非常にわかりやすいですよね。 副題とかからも具体的に。

田村総合計画担当グループ長 サブテーマのことですか。

よつや委員 サブテーマも割とイメージとしてぴったりくると思うんです。第 3 次の場合は、震災があって、その復興後の社会をどうするかということもあって、 わかりやすいものになったんだと思うのですが、今はある程度安定した時代になって きた。非常にわかりにくい、どう言葉に表すかというのは、わかりにくいのだろうと

思いますが、その施策をしていく上で、実施していく上で、もうちょっと具体的にというか、イメージがきっちりと一義的に明確になるようなものである方がよかったのではないかということです。

というのは、ここで私の意見を言ってもしようがないですが、そういう触れ合いとか、感動とかいうのは、例えば、具体的に言うと、高齢者の方が触れ合いとか感動というよりも、静かに生活している状況があるとしますよね。そうすると、別に触れ合わなくてもいいとかですね、感動しなくてもいいとか、そういうふうなことになるかもしれない。静かにしかも健康な生活、日常生活を送りたいというふうな西宮市の高齢者の方がおられたら、これ、また、全然関係のない言葉になってしまうということになりますね。

だから、包括的に全市的に見た場合に、これでいいのかなというのもあります。そ ういうことで、これは意見として聞いていただいたらいいですけど。

田村総合計画担当グループ長 先ほど説明しましたように、基本目標を検討していくに当たっては、いろいろな意識調査でありますとか、いろいろな懇談会や策定委員会、そういったところでの意見を総合的に勘案させていただいたところがありますので、ある意味、最大公約数的にこうなるのではないかなと考えております。

もう一点、説明について不明確、これは7ページの記述が不明確だというふうに捉えさせていただいていいのですか。

よつや委員 いや、だから、こういう文章があればいいが、ぱっと計画目標はこうですと見た場合には一義的にわかりにくいということです。基本目標はこうですと言われても、なかなか市民の方には、ちょっとどういうことかなとなる。

田村総合計画担当グループ長 基本目標の設定そのもので、こちらの記述がわかりにくいとか、そういう状況ですか。

よつや委員 それは違いますけど。

田村総合計画担当グループ長ではない。

よつや委員 はい。

田村総合計画担当グループ長 そして、最後、4番目のご質問で将来のまちの イメージと施策の大綱のところで、キーワードをもう設定せずに、まちのイメージを そのまま使えばよかったんではないかというご意見だったと思います。

これにつきましても、説明のところで、若干、触れさせていただきましたように、この8ページの将来のまちのイメージだけでは、なかなか市がやっていますすべての施策、42施策をすべてくくりきるということがなかなか難しいので、そういった意味合いから、それぞれのまちのイメージにキーワードを設定して、町のイメージを膨らませることで、すべての施策をどこかでくくっていくというふうにさせていただいています。

お答えとしては、以上です。

川本部会長 いかがでしょうか。

よつや委員 ありがとうございます。先ほど、一番最初の質問で、市全体の政策に及ぶということを言われたので、そうすると、非常に後で、後でというか、先ほども言われたように、10年という期間がありますから、それをどういうふうに反映していくのかという、10年を短いと考えるか、長いと考えるかということにもよりますが、その場合に、例えば、10年で入りきらない部分もあるし、その後もそれを及ばしていくのかどうかということもありますしね。こういうマニュアル的なものがあるとすれば、それを10年で終わらせてしまうのか、今後も続けていくのかという問題というか、その辺が残っていくのではないかという気がします。

それから、特にICTの問題は、私、言ったのは、やっぱり高齢化社会が一つの大きな問題だと思いまして、やっぱりよく言われているデジタルデバイドというか、情報格差の問題とかありますよね。それを取り入れにくい一部というか、多くの、これからどんどんふえていくわけですから、そういう高齢者の方とか、障害を持っておられる方とかですね、そういう人たちにどんなふうにICT社会というか、ICTの部

分を享受してもらえるのかというのを具体的にきっちりできるのかというところをちょっと聞きました。

以上で結構です。

川本部会長 どうぞ。

新本総合企画局担当理事 済みません。補足説明で、今のその課題に対する具体的な取り組みという話になりますと、これは各論の話になってきます。ですから、 少子高齢化の中でどう対応するかということになると、地域福祉とか、高齢者福祉と かの各論で詳細について一定の方向を述べています。

今おっしゃっているICTに関しても、各論の計画推進編の 3で、情報通信技術の活用という各論を設けて、その中で、今、情報格差の解消にも努めながら、利用を広げていくという記述をしていますので、構想部分ではちょっとここまでは書きされないということがあります。そういう意味では、抽象的な構想から少しずつ具体化していった計画、基本計画であり、実施計画になるというふうにご理解をいただければと思います。

川本部会長 よろしいでしょうか。

ほかの皆様方には、基本構想について何かご意見、また市に対してのご質問などご ざいましたら、していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

野上委員 済みません。例えばなのですが、5ページを見ていただきたいのです。5ページの4番の中にあるユビキタス社会というのがあります、ICTの中に。こんな言葉や、例えば、8ページの3番目にありますユニバーサルデザインという言葉と、あと戻ります。2ページ目の2行目になりますアメニティという言葉などについてなのですが、やはりどうしてもイメージがわきにくいというか、その中にも確かにほかの言葉で横文字のものはたくさんありますけれども、今、社会で使われているような言葉以外の言葉ではないのかなというふうに感じますので、その言葉をより横

文字に疎い方でもわかりやすくできるように、括弧書きをしているものも一つ見つけましたが、例えば、5ページの5番目にありますグローバルスタンド(国際基準)というふうに書かれているものもありますので、同じような形で記述していただければ、よりわかりやすいかなと思います。

川本部会長 いかがでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 記述内容につきましては一度、検討させていた だきまして、ご意見を踏まえた形で修正したいと思います。

川本部会長 それでよろしいでしょうか。

野上委員 はい、結構です。

川本部会長 ありがとうございます。ほかの方、何かございませんでしょうか。いかがですか。はい、どうぞ。

八木 (芳) 委員 青愛協の八木です。

各論になったら詳しくなるのだろうと思うのですが、8ページ、イメージを最初に 抱いてないといけないので、8ページの4番の水と緑のところです。六甲山系、ある いはその緑ですね、自然とかね、これは、里山も含めていると見ていいのですか。国 有林と民有林あるいは市の林とか森とか、それを全部含めた上での豊かな自然環境に 親しむとなっていると見ていいのですか。これは後で、問題になると思うのです。

川本部会長お願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 こちらにつきましては、大きくゾーンといいますかエリアで見ておりますので、個々にはそういったものも含んでいるというふうに考えていただきたいと思います。

八木 (芳) 委員 それは、今までも取り組んできたと見ているわけですね。これから取り組むのですか。

田村総合計画担当グループ長 今までも取り組んでまいりましたし、今後も取り組んでいかなければならないということになります。

八木 (寿) 委員 後ほど突っ込んだ議論をしてもらいたいのですが、80代のお年寄りの方に、「あの山は昔どうでしたか」って聞くと「ここから見える山は、はげ山だった。岩ぼろぼろの。」という返事だった。たしかに、今は緑豊かにうっとりするぐらい美しい森になっているが、見ているだけで、中に入れないのです。それで行政がやっているとは、僕は絶対思えない。里山が死んでいる。もう物資ですよ。竹はやぶです。竹林じゃない、やぶです。竹やぶです。この状態をもう一回、総括してもらいたい。それから取り組んでもらわないとね。山を歩いている子供いませんよ、遊歩道を歩いている人見ませんよ。なぜならば、イノシシが出るからと書いているのです、出るからやっぱり入ったらいけないということになってしまう、水道局が丁寧に入り口に書いているのです。その状態をもうちょっと認識して欲しい。そこらの広場の公園だけが、浜の方の公園だけが、散歩にいいとか、乳母車押していくだけが森じゃないし、もっとダイナミックなまちにしようと思ったら、そこまでやってもらわないといけない。若者で歩いているのはボーイスカウトだけ、それとお年寄りと。ここのところをできるのか、できないのかを聞きたい。

もう一つ、いいですか。

川本部会長 はい、どうぞ。

八木 (芳) 委員 9 ページ。人権問題というのは、男女の問題も入っているのですか。

田村総合計画担当グループ長施策としては人権問題の解決と男女共同社会の 実現になります。

八木 (芳) 委員 別に分けているわけですか。

田村総合計画担当グループ長ええ、二つの施策として分けています。

八木 (芳) 委員 人権問題の出ている国法は、西宮だけがやってもしようがないことですよね。国法はどこにルーツがあるのかということがもう一つと。それから、男女共同というのは、男女同権も入っているのですか。

田村総合計画担当グループ長 はい。

八木(芳)委員 含めているわけですね。

新本総合企画局担当理事 ですから、男女同権というものを共同参画という言い方にしているわけです。

八木(芳)委員 いや、それは大きく違っているのですよ。男女同権と共同参画は、全然違いますよ。市役所に行ったら時々、そういうパンフレットがあるのでね。 それはちゃんと識別してもらわないと困るのです。

新本総合企画局担当理事ですから、それは各論の中で、協議をします。

八木 (芳) 委員 だから、それは印刷物になって出てしまったら困るし、もう 既に印刷されているかもしれないしね。

というのは、ちょっと間接的な表現ですが、以前の高校入試とか大学入試に、英語のヒアリングテストいうのがありました。これも、大きな間違いなのです。今は、ごそっと変えて知らない間にリスリングテストになっている。当然、リスリングテストが正しいのです。公の機関がそういう状態で使っている。ヒアリングテストは、聞こえるか、聞こえないかの耳鼻科のテストですよ。それがキーワードになる。大事ですよ、物すごく言葉というのは。

だから、男女平等と男女同権は全然違いますよ。男女平等というのは外国語にはないのです。男女同権はあります。そのことを誤解していたらひとり歩きしてしまうので、念を押しておきたい。

新本総合企画局担当理事 はい。それはわかりますが、今のお話は各論のところで。

八木(芳)委員 各論になったら、また、別問題。

新本総合企画局担当理事ですから、この部会は第1部会ですから。

八木(芳)委員 これは、入っているのでしょう。第1部会に。

新本総合企画局担当理事 今度、各論でやりますから。

八木(芳)委員 私が次出るかどうかもわからないですから。

新本総合企画局担当理事 だから、それはぜひ出ていただいて、そのご意見を いただきたい。

八木 (芳) 委員 いや、もう僕は言いましたから、それでいいのです。以上です。

川本部会長 よろしいでしょうか。市のお答えはそれでよろしいですか。

八木(芳)委員 各論で、またそのときに。

川本部会長するというお答えでよろしいでしょうか。

八木(芳)委員 忘れないようにしていただきたい。

川本部会長 ごめんなさい。先生。

谷垣委員 人権・同和の方から出ています谷垣です。今、八木先生がおっしゃったことですが、来年度から見直しをして、変わっていきます。新行動計画というものです。今、人権教育のための国連10年、西宮市行動計画というものに従って、私の団体は、学習をしたり交流したりしているわけです。その中でも、女性問題についてそういう男女同権とか、男女の共生とかいう部門で研究集会をしています。

例えば、介護の問題は女性だけに任されていいのか、これから高齢化社会を迎えて、 男の方も取り組んでいらっしゃいますし、一緒にどう解決していくのかということを 考えたりしています。それは先ほど、市の方もおっしゃったように、次の人権のとこ ろになりますね。

川本部会長 そうですね、次回です。

谷垣委員 8月5日。

川本部会長 そうですね、その中で。

谷垣委員 だから、そこで。

川本部会長 はい、またもう少し。

谷垣委員 今、とにかく、新しい行動計画の策定に向けてスタートしかけたと

ころです。ですが、こっちの方が、この審議会の方が先に進んでいくだろうと思うのです。私たちの1回目は8月7日を予定しております。その原案をちょっと見ましたところ、基本的にはその人権教育のための国連10年西宮市行動計画の部門は、女性・子供から始めるのでしょうか、それから、外国、同和問題もそうですし、外国人障害、そういったものの基本的なところは変わらないと思います。

ただ、新たに入ってくるのは、今、おっしゃいました情報、ネット上による差別落書きとか、それによるいじめとか。この間からそういう連続的な殺人、殺傷問題にしても、みんな、そういったものが関連しております。それは正しく入ってきますが、今のところは変わりないですし、次のときにいろいろご意見を聞かせていただけたらと思います。

川本部会長 それじゃ次回ということで。5日ですか。5日から入ります。 新本総合企画局担当理事 はい、5日にお願いします。

川本部会長 じゃあ、そのときに、また、皆さん、いろいろご意見を聞かせていただきまして、ただいまの基本構想について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

藤田委員 コミュニティから出ております藤田です。

簡単な質問になると思うのですが、先ほど出た意見と重複するかと思いますけれど も、1ページにあります46年からの都市目標に、文教住宅都市を基調とする個性的な 都市づくりというものがあり、これが長い間続いていますが、今度の4次総合計画で は、この「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」がここに入るわけですか。

田村総合計画担当グループ長はい、そうです。

藤田委員 そうすると、先ほどの意見と同じなのですが、余りにもこの「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」では、少し足らないというか、そういう気持ちがしています。少しこれを膨らませるような変更が、これからできるのでしょうか。こ

れはもう決められていて、基本目標を変える、少し膨らませるということは、もうできないわけですね。私は何かちょっと足らないと思います。

田村総合計画担当グループ長なるほど。

こちらにつきましては、この 1 ページの表にあります都市目標とその横のサブテーマ、もともとはこの都市目標である文教住宅都市を基調とする個性的な都市、これにつきまして、ずっと都市目標として取り組んでまいりましたが、この目標だけではなかなかわかりにくいということがあり、それぞれ 1 次、 2 次、 3 次と、サブテーマを設置してきました。

今回、それにつきまして、都市目標とサブテーマを合わせた形で、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」ということにさせていただきました。しかし、今度はそれだけでは逆に抽象的であるため、将来のまちの五つのイメージを設定する形に組み立て方から変えさせていただき、今の原案になっております。

もちろん、こちらの方で原案として諮問し、ご審議いただくわけですから、もっと こういう目標の方がいいのではないかということで、審議会としてご意見をいただけ れば、それを踏まえて市の方も考えさせていただくということになります。

藤田委員 わかりました。

川本部会長 よろしいでしょうか。

藤田委員はい。

川本部会長 それでは、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

谷垣委員 済みません。今、ご質問がありましたように、基本目標のこのキーワード「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」ですが、やっぱり一番言いたいのは文教住宅都市を言いたいために、その二つの言葉がついていると思うのです。「ふれあい 感動 あふれる」とかですね、何かぽつん、ぽつんとこの三つが並んでいるような感じがします。そこのところ、何か、もっと適切な言葉がないのかなと思います。よつや委員 いいですか。今のご意見の続きというか関連です。

川本部会長 はい、どうぞ。

よつや委員 この今日いただいた資料の中の2ページ目に、策定委員会における意見があります。2ページ目の下の方で、策定委員会における意見として基本目標についての検討がなされています。このサブタイトルみたいになっているものの方が、どれを見ても、みんな具体的で、わかりやすいという気がするのですが、なぜ、最終的にこっちの方になったのかがやっぱりわからない。

例えば、最初にある「文教住宅都市を基調とする平和で環境豊かな都市」、これはいろいろ賛否両論あると思いますが、それでもいいわけですよね。サブタイトルとして、「すみやすい、いごこちのよいまち、歩いて暮らせるまち」とかなっていますよね。これは長いので、ちょっとどうかですが、なぜ、そっちの「ふれあい 感動」の方になったのかという明確な理由づけが必要だと思います。

新本総合企画局担当理事 ですから、その説明については、先ほどさせていただきましたが、今おっしゃったように、これらのうちどれでもいいのではないかというのが三つ、四つあるとします。じゃ、どれを取るのだということになると難しいし、それじゃ、三つとも書くのか、四つとも書くのかという話になるわけですね、現実の問題として。

初めに言いましたように、基本目標というのは、都市のまちづくりのイメージを表す言葉だというふうに、我々は理解していますから、やはり一つのつながりのある言葉でないと、ぐあいが悪いだろうと考えています。つまり、歩いて暮らせるも取る、あるいは環境も取るということになると、これは文章になってしまいます。だから、どういうふうに整理していくかということが一つあります。いろいろなそれぞれの思いは、皆さんお持ちでしょうが、そういう思いをトータルとして、どう考えるのかというのが一つあります。

もう一つは、先ほどの説明の中で、西宮は将来にわたって、いわゆる人口増が続き ます。だから、人が多く集まる場所、そういうまちの中で、どう取り組むか、そうい う歩いて暮らせるとか、あるいは、環境に優しいとか、人に優しいとかいうものにかわるような、あるいはそうしたものも含んだような言葉、あるいはイメージというのは何かというのを考えたときに、やはり人と人との触れ合いは一つあります。先ほどの説明でも、いわゆる人間関係が都市化の中で希薄化していくというのが、片一方で言われますし、あるいは地域社会への親しみというか帰属意識がどんどん薄れていくと言われているなかで、今後は定年退職等を含めた人が地域へ帰っていくという状況が出てくるわけです。

だから、そんな中で考えると、やはり人と人が触れ合って、何かそこで行動を起こす。そういうことが大事ではないかなということで、このロゴというか、タイトルというか、この言葉を持ってきています、その辺が上の文章の中で、どこまで書けているかというところが確かにありますが、この「ふれあい 感動」という意味は、そういう意味で本市の今後置かれる10年の状況と、今の社会状況を踏まえたときに、こういう目標がいいのではないかというふうに出てきたことが理由です。

川本部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

藤田総合企画局長 それと、先ほどもよつや委員が、きょうお渡しした資料 2 ページに策定委員会における意見という形でおっしゃいましたが、これもずっと見ていただきましたらわかりますが、検討過程で、一番初めのスタートは、今の都市目標、文教住宅都市を基調とする個性的な都市づくり、これを土台にいろいろ検討を進めてきました。例えば、19年10月の1回ではその域から出ていないのです。それで、ここには書いていませんが、いろんな意見が出る中で、やっぱり今の都市目標というのは、なかなかわかりづらいという意見が多くでてきました。

そんな中で、11月にも都市目標について検討をしていますが、少し変わってきており、年明けの2月28日では、いわゆる今までの「文教住宅都市を基調とする」という形ではなしに、今の都市目標に近いようなものに組みかえたらどうか、こういうふうな策定委員会の意見もありました。最終的に今の「ふれあい」感動」という形となり、

内容の話は、今、新本理事が申し上げたとおりですが、こういう検討過程もあるとい うこともひとつご理解いただきたと思います。

川本部会長 それでよろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

基本計画の総論と各論の計画推進(第 2 章)これをあわせて審議いたしますので、 市の方からご説明よろしくお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 それでは、今の二つにつきまして、あわせて説明をさせていただきます。

それでは、まず、資料といたしまして、基本計画総論、こちらの原案につきまして、 お開きをお願いいたします。

表紙1枚をめくっていただきまして、また、1ページからになります。

総論の1ページといたしまして、第1西宮市の概況について記述をしております。

1 ページにおきましては、歴史として、西宮の由来から現在に至るまでの市の歴史、 と主な内容につきまして、文章で表しております。

それとあわせまして、次の2ページになりますが、市制の沿革ということで西宮市 の市制施行以降の主な項目につきまして、表形式で表しているというものでございま す。

それでは3ページ、お願いいたします。

概況のうちで、位置・地勢になります。こちらにつきましては、1行目からいきますと、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神間の中央部に位置をしているといった内容につきまして、記述をさせていただいているものです。

そして3気象について記述しております。その特性はおおむね瀬戸内海性気候を示すといった形で記述してございます。

それでは次の4ページ、お願いいたします。

第 2 といたしまして、計画の基本指標、基本計画、検討していく上での基本的な指標、それにつきまして、記述させていただいております。

まず1番目、4ページの人口でございます。

人口につきましては、4ページ(1)の総人口、こちらにつきましては、現在に至ま での市の人口の推移、そちらについて記述をさせていただいているものでございます。

そして、(2)将来人口の推計、これは計画期間であります平成30年までの将来人口について、西宮の人口はどういうふうに推移しているかという予測の見通しを記述している部分になります。こちらの内容につきましては、おつけしています資料の 8 を、お願いできますでしょうか。

総会の際にお配りした赤の分界紙の後ろにつけています資料集の 8 になります。 この 8 に、市が行いました将来人口推計の概要をまとめさせていただいておりま

資料 9の方が推計報告書で、もう少し詳しく記述をさせていただいている分になりますが、本日の説明はこちら 8の方でさせていただきたいと考えております。

それでは、こちらの 8の将来人口推計の概要ですが、順番にいきますと、推計内容につきましては、対象期間として、平成30年までの推計を行っているものです。推計範囲は、西宮全市と各行政区域別の推計を行っております。

そして2番が、推計方法です。

す。

将来人口推計で、今回、用いております手法は、4行目にありますコーホート要因法という手法です。このコーホート要因法につきましては国でありますとか、国連でありますとか、兵庫県、そういったところも、採用しているもので長期的な人口推計に当たっては非常に一般的な方法として知られているものでございます。

コーホート要因法そのものは、米印のところに書いていますように、コーホートとは、同年または同期間に出生した集団のことをいうと記述しております。

これは現在、例えば、10歳の方が来年は11歳になって、その総数がどのように推移

していくかということを推計していくものです。

その推計をしていく際に用いますのが死亡率でありますとか、社会増減、移動率、 そういったものを勘案して、推計をしてまいります。

それでは3番になりますが、各基本データについてということで、基準人口につきましては、住民基本台帳人口を用いております。一般的にこういう人口推計を行うに当たりましては、国勢調査人口を使うことが一般的でございますが、本市の場合は、国勢調査人口を使いますと、平成2年、平成7年、12年、17年と震災によって大きく落ち込んだ後それが急激に復帰してくる内容が推計の中に反映されてしまいますので、非常に難しいことになります。

したがいまして、今回の推計に当たりましては、直近 5 、 6 年の住民基本台帳人口を用いまして、推計を行っております。

そして、データといたしましては出生率でありますとか、生残率、言葉としては難 しいですが、1から死亡率を引いたもので、生き残っていく確率というものになりま す。そういったものにつきましては、本市の実績データを用いて推計を行っておりま す。

それでは、この資料 8の2ページをお願いいたします。

純移動率ということで、各年齢階層がどういうふうに推移していくかというのを見ていく際に、出生・死亡以外に、社会増減を加味いたします。こちらの方では、封鎖人口等を書いておりますが、要するに社会増減を考慮し、純移動率という形で加味した推計を行っているものでございます。

そういったようなものを総合的に推計した結果が、2ページのその下になります推 計結果になります。

平成30年度までの推計を行っており、全市でいきますと、平成30年度におきまして、50万9,000人になっております。それまでの推移につきましては、人口増加率そのものはだんだんと減っていますが、30年度まではまだ緩やかな人口増加が続いていくと

いう推計となっております。

3ページにおきましては、年齢階層別の推計を行っております。こちらにつきまして、3ページの中ほど、真ん中の表になります。

こちらにつきましては、本市以外にも全国でありますとか、兵庫県におきましても同様の推計を行っております。その結果と比較をさせていただいたもので、平成27年での推計結果を比較いたしますと、年少人口が全国11.8%、兵庫県12.2%に対し、西宮14.6%といった形で、他の自治体等に比べ、比較的若い年齢階層になるという結果となっております。

そして、その次のグラフを見ていただきますと、今度は西宮市において、年齢階層が19年と30年でどのように変化するかということを比較させていただいたものです。こちらにつきましては年少人口の割合が15.1%から13.8%、高齢者人口の割合が17.5%から22.3%という形で、他の自治体に比べれば、比較的若い年齢階層にはなっておりますが、30年までを見通せば、本市におきましても、少子高齢化の流れ、そういったものはあるという結果となっております。

4ページにつきましては、その推計結果を全市、南部地域、北部地域に分けたもの や年齢別の区分などの結果を載せさせていただいています。この推計結果につきましては、基本計画総論原案の (2)の4ページ、5ページに記述しております。

それでは、総論の6ページをお願いいたします。経済指標でございます。

こちらにつきましては、これまでの名目 G D P (経済成長率)につきましての推移を表示し、分析としましては下の 2 行ぐらいになりますが、本市の経済におきましても、今後、大きな成長が見込めるような状況ではないという分析とさせていただいております。

それでは、7ページをお願いいたします。

第3といたしまして、市民の意識についての記述をさせていただいております。

こちらにつきましては、総会の際にも若干、見ていただきましたが、資料 12の市

民満足度調査、そして、資料 13のまちづくりについての市民アンケート調査、これ らの調査結果に基づきまして、記述をしております。

今も言いましたように、この市民意識につきましては、18年度に市民満足度調査、 19年度に市民アンケート調査を実施し、その結果を第3としてまとめております。

1といたしまして、市内居住年数と年齢構成でございます。

1 行目にありますように、居住年数が短い区分では、20代から40代が大半を占めており、子育て世代の流入が大きいといったところも見てとれると考えております。

そして、2番目といたしまして、定住意識でございます。

西宮市にこのまま住み続けたいという方の割合は63.5%になっております。

それでは続きまして8ページ、9ページをお願いいたします。

都市の印象につきまして、西宮のよさについて、こちらにあります 1 から12番の項目の中から選んでもらっています。

それにつきまして、上位の三つは、交通の便利さ、良好な住宅地、河川沿いの景観、 そういったものが上位に挙げられています。

そして9ページでは、都市の将来像、西宮が将来どういうまちになってほしいかと いったところを聞いています。

こちらにつきましても、下に挙げています10の選択肢の中から三つを選んでいただいたものの中で、上位に位置しておりますのが高齢者や障害者など、すべての人に優しいまちでありますとか、災害に強い、安全で安心できるまち、こういったものが高い支持を受けて50%を超えております。

また、それに続きまして、心のふれあいがある健康的で明るいまち、自然が豊かで、 リサイクル活動も盛んな環境と調和したまち、こういったものが続けて上位に挙げら れています。

それでは続きまして、10ページをお願いいたします。

こちらがまちづくりの重要課題ということで、第3次総合計画、現在の総合計画の

各施策につきまして、どれだけ重要と思うかという調査を行っております。

その結果でポイントの高いものから順番に上から並べているというもので、災害に強いまちづくり、防犯・交通安全対策の推進、医療保険と医療費助成、高齢者福祉の 充実、そういったものが上位に来ているという結果となっております。

それでは、11ページをお願いいたします。都市空間整備の基本的な方向でございます。

都市空間の整備に当たっての基本的な方向につきまして、1番目の地域別の整備方 針、これを南部地域、北部地域、臨海地域に分けて記述しております。

南部地域につきましては、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに、 災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成、これを目指していきます。

北部地域につきましては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備など都市機能の充実と生活環境の改善に努め、地域の特性を生かした市街地の形成を目指します。

臨海地域につきましては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と都市景観の形成に努めるとともに、良好な産業環境の維持や育成、産業活動の振興に努めるといった記述としております。

また、2番におきましては、都市構造の設定といたしまして、都市核・地域核について記述しており、(2)としては、都市軸について記述しているというものでございます。

それでは12ページ、13ページをお願いいたします。

重点プロジェクトでございます。

この重点プロジェクトと言いますのが、現在の第 3 次総合計画にはない内容、項目として記述させていただいております。

こちらにつきましては、リート・部のところにも書かせていただいていますように、まちづくりの基本目標であります「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」や将来のま

ちのイメージ、これと各施策をつなげるという意味合いを踏まえまして、今後のまちづくりにおいて、市民の方々に夢や希望、安心を実感できるような施策、これを重点 プロジェクトと位置づけて、重点的に実施をしていきたいと考え、記述しております。

五つのプロジェクトを挙げておりますが、基本目標に掲げております「ふれあい」でありますとか、先ほど見ていただきました市民意識の中で、災害に強いとか、安全・安心といったものに関する意識が高いといったこと、時代の潮流にある少子高齢化の進展、環境に配慮した循環型社会への移行、そして、現在の第3次総合計画において、積み残しております課題、そういったものを総合的に勘案して、この五つのプロジェクトとしているものでございます。

まず、1番目といたしまして、公共施設の耐震化でございます。公共施設につきまして、おおむね平成27年度までに耐震改修を完了するといったことで取り組んでいきたいというものでございます。

そして、2番目といたしましては、多世代ふれあい事業でございます。こちらにつきましては、具体的には2段目、このため以下に書いていますように、子供とお年寄り、あるいは若者とお年寄りなど、多世代がふれあい交流するプログラム策定でありますとか、総合的な施策の展開とともに全市的な拠点施設の整備をしていきたいという記述でございます。

そして、3番目といたしまして、環境問題の取り組みでございます。

地球温暖化対策、そして環境学習の推進、そういったものを踏まえまして、具体的には、下の 2 行ぐらいになりますが、自然エネルギーを利用した太陽光発電パネル、これを全学校に設置いたしますとともに、公共施設の壁面緑化、これを進めてまいりたいと考えております。

そして、13ページをお願いいたします。

4番目といたしまして、市民ふれあいの森の整備でございます。

こちらにつきましても、具体的には下の3行ぐらいになります。

現在、中央運動公園にございます陸上競技場、これを他の適地で整備し、その跡地でありますとか、津門中央公園周辺から西部工場にかけての東川、津門川沿いに市民がれあいの森を整備していきたいと考えております。

そして、5番目といたしまして、スポーツ施設の整備でございます。

こちらにつきましては、具体的には下の3行、このため以下になりますが、中央体育館、これを各種のスポーツ施設をあわせ持つ、魅力的な総合的な体育施設として建かえ整備をいたしますとともに、中央運動公園の陸上競技場につきましては、単独の施設として、他の適地に整備をしていくと考えております。

そして、6番目がウオーターフロントの整備でございます。

これも具体的には、下の3行ぐらいになりますが、西宮旧港の整備によります緑地の確保、そして、それに続きます御前浜公園や西宮浜総合公園の整備、これを一体的に行い、市民に憩いと潤いを与える親水空間、回遊性と親水性に富んだ空間、それの創出を行ってまいりたいと考えております。

以上が、重点プロジェクトでございます。

それでは続きまして14ページ、15ページをお願いいたします。第 6 といたしまして、 基本計画の見直しです。

こちらにつきましては、先ほど基本構想の計画期間のところで若干、触れさせていただきましたが、基本計画につきましては、計画期間を10年と定めますが、計画の中間年度である平成25年度におきまして、社会経済情勢の変化でありますとか、この総合計画に基づきます各施策の進捗状況を検証いたしまして、基本計画の内容について、必要な見直しを行っていくという記述にしております。

そして、第7といたしまして、部門別計画でございます。

こちらは先ほどの基本構想におきまして、総合計画の構成のところでも、少し触れ させていただきましたが、必要に応じ、行政各部門におきまして、それぞれの部門別 計画を策定しております。 これらの計画につきましては、それぞれの施策の基本方針に沿い、総合計画を補完 し、推進していくものです。どういう部門別計画があるのかを一覧表の形で施策の大 綱ごとに整理をして14ページから19ページに記述しています。

この第7の部門別計画で基本計画総論は終わります。続きまして、ちょっと飛びますが、原案の一番最後になります。基本計画各論、計画推進編の第2章、財政見通しと事業計画につきまして説明させていただきます。

第2章におきましては、前半部分で財政見通しを、後半部分で事業計画についての 記述をしております。

まず、前半部分の財政見通しになりますが、今後10年の計画期間における財政がどのように推移するというか、全体としてどのような形になるかという推計、予測をしております。その結果は、この表になっております。歳入は市の収入でございます。そして歳出は二つございます。それぞれにつきまして、どのようになっていくかを推計しております。

表でいきますと、Aの部分とBの部分になります。

そして歳入につきましては、市税でありますとか、国からの地方交付税、そういったものやそれ以外のその他収入、そういったものにつきまして、推計を行っています。 そして、歳出につきましては扶助費でありますとか、いわゆる市の借金の返済に充てます公債費でありますとか人件費、そういったものの推計を行っているものでございます。

それにつきまして、どのような手法で行ったのかという内容につきまして記述しております。それがこの第2章のところでいきますと、6行目、しかし以下になります。しかし以下で、その2行目、本計画策定に当たっては、今後の財政見通しについて、長期的な予測に最も適しているといわれている計量経済学的手法を用いて推計を行いましたという記述のとおり、それぞれの内容につき、推計を行うに当たっては、原則として、この計量経済学手法を用いて推計を行っております。その内容につきまして

は、後ろにつけております資料 10の方をお願いいたします。

こちらの 10におきまして、財政フレームについてという資料をつけさせていただいております。

先ほど言いましたように、財政を見通するに当たりましては10年の予測をします。 (1)予測の方法といたしましては、可能な限り、計量経済学的手法を用い、必要に応 じて積み上げ方式で補完し、予測を行っています。

計量経済学的手法の説明につきましては、後ほど説明させていただきますが、必要 に応じて積み上げ方式とし、もう既に決まっている公債費や借金の返済等は、内容に よって積み上げといいますか、わかっている数字をそのまま入れた形にしております。

そして、市税でありますとか、扶助費などの社会経済情勢や人口の推移等で変化していくであろうという項目につきましては、ここにある計量経済学的手法を用いて推計を行っています。

それでは、まず、計量経済学的手法とはどういうものかというのを、その後につけております。

内容といたしましては、 財政変数の動きを最もうまく説明できる要因、これを過去のデータから検出し、その関係を一つの式として表します、そして要因の将来の数値を上で求めた式に当てはめることによって、財政変数の将来数値を予測することができるというものです。

具体的には、例えば市税、実際はもっと細かく市民税につきましてはこう、個人市 民税につきましてはこうなど、それぞれにつきまして推計をしております。その実際、 どういう推計をしているかというのが、その真ん中にあります の予測モデル例、こ ちらに記述をさせていただいております。

こちらの方で、市民税個人分につきまして、云々がありますが、課税標準額を名目 GDPで推計し、6%を乗じると書いてあります。

そして、課税標準額につきましては、納税義務者一人当たりの課税標準に納税義務

者数を掛けて出しますといったことを書いております。

それで、どういう形で実際にしているかといった内容につきましては、本日お配りをさせていただいているこの数字ばっかりが並んでいるこの表、A4の2枚物のこちらの表をごらんいただけますでしょうか。

こちらの1ページ、主要税目のテストと書いております。こちらの方で、一番左のところに個人住民税課税標準を出しております。これがいわゆる個人市民税のモデル例に出しています内容になります。この課税標準を推計してくるに当たりまして、納税義務者一人当たりの課税標準を出します。それにつきましては、人口一人当たりのGDP、そういったものの推計を行っていますが、まず、それと世帯数、そういったものを使いまして推計を行います。ですから、世帯人員の推移でありますとか、世帯数の推計をしております。

先ほど見ていただきました人口フレーム、人口の将来予測につきましては、世帯数の推計を行っておりませんので、世帯人員と推移とあわせて、世帯数を出し、そこから納税義務者数を出してくるという形で計算しております。

それぞれここで見ていただきましたらわかりますように、1985年から2005年、過去20年のデータを見まして、実際の数値について説明をできる要因を探してまいります。そして、一定の式を求め、その式による推計値と実際値がどのように離れているかといったところの検証をしているものです。

これにつきましては、左端の個人住民税の課税標準、こちらの方を見ていただきますと、実際値と推計値、そして、その横に誤差率を載せております。実際の値とどれだけ離れているかというところを見ています。これを見ていただいたらわかりますように、各年次で多少、でこぼこというのは出てきます。ただ全体を通してみれば、一番下の累計になりますけれども、誤差率というのは0.76といった形で、この期間、一定の期間を取ってみていただければ、誤差率は非常に低いといった内容になっております。

実際、幾つかの点になってばらついているものを一番近い線を見つけてくるという 作業をいたしますので、それぞれにおいては、でこぼこが出てきますが、その線全体 を見れば、非常に近い値になるという手法でございます。

同じような検証を行っておりますのが、2ページ以降になります。2ページでは法人市民税につきまして検証を行っており、累計で行きますとマイナスの0.82、逆に言いますと、99.18の近似値という形になります。

同じような形で、固定資産税の土地分、家屋分、償却資産分、こちらにつきまして も、同様の形で誤差率、推計値との比較をしております。

実際、誤差率といたしましては、累計では0.35でありますとか、マイナス0.54、 0.08といった非常に近い形、値を示しているというものでございます。

最後の4ページ目が都市計画税について推計をしているものでございます。

そのような形で、推計、必要な項目につきまして、計量経済学的手法、そして、必要に応じまして、積み上げの推計を行いました結果が、資料10の2枚目になります。

こちらの方で、20年度から30年度までの財政フレームにつきまして、原案に載せているよりは詳しいものを載せさせていただいております。それぞれ市税につきましては、先ほど見ていただきましたような市民税、個人住民税、法人住民税、固定資産税等、各税目において、それぞれ推計を行った結果として、載せさせていただいているというものです。

あと、歳出につきましても、扶助費でありますとか、そういった内容につき、同じような形で計量経済学的手法、これを用いまして、人口の伸び、そういったものを勘案しながら推計しています。その結果が、一番右端になります21年度から30年度までの計という形となっております。

この歳入と歳出を差し引きましたものが、一番右下の862億円となっております。 ここで、総会の際に若干、言葉として誤解があったところがございます。

市が実際の事業、予算を執行するに当たりましては、いわゆる経常的な経費、例え

ば、扶助費でありますとか人件費、そして借金の返済に充てます公債費、そういった ものは毎年度発生するもので、通常、毎年度、支出をいたします。

そういった経常的な経費を歳入から引き、その残ったもので、いわゆる一般的に投資的事業と言われている道路や施設といった、一定期間において実施する事業を進めていくということとなっております。

したがいまして、ここに出てきます862億円というのは、原案の中で余剰財源と書いて、若干、誤解を受けたと思いますが、そういった事業に充てていくことのできる 経費としてご理解いただければというふうにお願いいたします。

それでは原案の一番最後、第2章財政見通しと事業計画の方に戻っていただきまして、財政フレームについて推計を行い、21年度から30年度までの財政見通を行っております。

こちらの表にあります21年度から30年度の右の余剰財源、A引くB、こちらが862億円ということで、先ほど見ていただきました財政フレームの数字となっております。

それにあわせまして、平成20年度末の財政基金等残高、いわゆる市の貯金ということになりますが、その52億円を合わせた914億円、これがいわゆるこの10年間において、投資的な事業に充てることのできるお金というふうに考えていただければいいかと思います。

そして、それを踏まえまして、表のすぐ下になりますが、枠内において、この10年で実施していく事業計画について集約を行い、財政見通しとの整合を図っているというものでございます。

10カ年の事業計画につきましては、資料として、きょう差しかえをお願しております資料 11の方にまとめさせていただいております。こちらにつきましては、あくまでも事業の大枠、10カ年で行っていく事業の大枠を示させていただいているものでございます。

その事業計画の集約に当たりまして、どのような考え方によって集約しているかといった内容を、この原案のすぐ下のところに(1)から(4)で記述しております。

まず、(1)といたしまして、重点プロジェクトである六つのプロジェクトにつきま して、これを推進していくという内容でございます。

そして、(2)といたしまして、児童急増対策として小学校の増改築を行ってまいります。

そして、(3)といたしまして建物、道路など、公共ストックにつきまして、今後、 さらに有効活用を図っていくことができるように計画的な維持修繕を行っていきたい と考えております。

そして、(4)といたしまして、教育、保健、医療、福祉、環境に関します事業施策について、緊急性を勘案しながら可能な限り財源を配分するという基本的な考え方の もとに事業計画の集約をいたしております。

ただ、今も言いましたように、この事業計画そのものは、10年間の大枠でございます。今後の社会経済情勢を予測していくことは、非常に困難な状況でございますので、実際の事業実施に当たりましては、この2章の一番下になりますが、直近の財政状況を踏まえ、毎年の実施計画及び予算編成の中で、必要な調整を図りながら、柔軟かつ適切に実施をしていくというふうに考えております。

一番最後の表につきましては、この10カ年の事業計画と先ほどの財政見通しの整合、集計をしたものでございます。事業計画の集計が一番下の合計 と書いています欄の一番右端、911億円となっております。これが先ほどの914億円の範囲内に納まっているというものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

川本部会長 市からの説明が終わりましたので、ただいまから審議に入りたいと思います。先ほども申しましたように、ページ数と何についてという形でご発言をお願いいたします。

それでは、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

野上委員 総論の中の12ページになります。

第5、重点プロジェクトという中のことですが、先ほど説明の中にありました具体的にはというふうにして、口頭で言っていただいたのですが、もし、その年度が決まっているものがあれば、実際に進めることが今現在で決まっているものがあればですが、中に入れてしまってもいいのではないかなと考えました。

具体的にその名前を入れることと、もちろん、年度を入れることによって、みんなが見て、そこに具体的な興味を持てるというところもあろうかと思いますので、それを進めていただければと思います。

川本部会長 いかがでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 確かに年度を入れれば具体的なイメージがわき やすいかと思いますが、先ほどちょっと財政見通し、事業計画のところでも説明させ ていただきましたように、今後の社会経済情勢は非常に不透明で、なかなか見通しが難しいというところがございます。実施時期等につきましても、ここにありますように、毎年度の実施計画でありますとか、予算編成の中で調整をしていかなければならない部分がありますので、なかなか何年度に確実にやりますというような形で記述をするのは難しいと考えています。

野上委員 例えば、耐震化についてですが、どちらで見たのかわからないのですが、100%を目指しますという記述があったかと思うのですが、あのような形で、何々を目指しますという形でも書けないということですか。そういうふうにすると、具体的に数が出るので。

田村総合計画担当グループ長 なるほど。耐震化などについては、公共施設の耐震化100%を達成します、といったような記述を入れてはどうかということですね。野上委員 そうですね。

田村総合計画担当グループ長 それにつきましては、少し検討させていただいて、ここの記述内容につきましてのご意見ということでお聞きいたします。

川本部会長検討していただくという形でよろしいでしょうか。

野上委員 はい。

川本部会長 ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

藤田委員 コミュニティの藤田です。

同じく、推進プロジェクトの3番の環境問題での取り組みというところに自然エネルギーを利用した太陽光発電パネルを全学校に設置するということが書かれておりますが、環境の方の会議のときに、これが小学校というふうにお聞きしたんですが、この全学校というのは、小中とか、どのあたりまでお考えでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 これにつきましては、小中で考えております。

藤田委員 公立ということですね。

田村総合計画担当グループ長 そうです。市立になりますけれども。

藤田委員 中学が20校、小学校も40校ありますが、もう計画されているのですね、この点につきましては。

田村総合計画担当グループ長 はい、そうです。

藤田委員 はい、わかりました。

八木(芳)委員 ちょっと関連して。

川本部会長 はい、どうぞ。

八木 (芳) 委員 関連して、そのパネルのパワーはいくらです、一つ設置して も、つけたことになります。どの程度のものをつけるのですか。

田村総合計画担当グループ長 たくさん設置するとなると、今度は過重の問題 も入ってきます。それぞれの学校の実情に応じて検討していかなければならないため、 ここで一律のどういう形でつけますというお答えはできません。 八木(芳)委員 PRでつけているような感じです。

藤田委員 既にモデル的なことが進められるようにお聞きしたのですが。

新本総合企画局担当理事 ですから今、建てかえといいますか、急増も含めて、 増改築する学校の中では、そういうパネルを設置していくというのは一部、先駆的に しております。それは3キロワットというちょっと小さな規模で、ここで想定してい るのは、もう少し大きな電力ですが、ただ、一つの学校の電力を全部賄うというもの にはならないのではないかと考えております。

川本部会長 それでよろしいでしょうか。

藤田委員 ありがとうございました。

川本部会長 どうぞ。

よつや委員 全体的な総論の中で、先ほど財政フレームのことでも、この前提として、人口の推計があると思うのです。第 3 次総合計画の中でも推計はしておられますよね。その中で、10年前に10年後は43万5,000人になるだろうという推計をされていたとここに書いてあります。でも結果的には47万人です。これは予想が不可能な部分もあったのかも知れませんが、43万5,000人と推計していて、47万7,000人余りですよね。それについて、結果的にどうだったのかという検証といいますか、推計自体がぶれてしまっている、1割ほどずれているというのは非常に大きな問題だと思うのです。今回、また推計して、10年後に50万9,000人になるとしても、それがまたぶれる可能があるということですよね、逆に言えば。

そうなると、どうなるのか。その前提が非常に崩れてしまうと、その10年前の推計が大幅に間違っていたと、間違っていたというか、推計が予想をはるかに超え、ふえてしまったということ、それが人口推計そのものの問題です。あと施策全体の中で、たまたま昨日、別の部会を傍聴させてもらいましたので、いろんな施策の面で、人口を市側がコントロールできているのかどうかという問題もありますし、それを具体的にするべきかどうかという是非論もありますが、それをなさるのかどうか。

10年後、50万9,000人という数字が果たしていいのかどうか。財政面でいいのかどうかという問題と、住環境の面であるとか、社会全体の中でそれがいいのかどうかという検討もここでするべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。それを一つ、お答えいただきたいと思います。

それから、ちょっと細かいですが、総論の7ページの定住意識です。7ページの第3市民の意識の2です。下側の定住意識の表の中で、本市の各地域の差を表しておられる。意識として違いを出しておられるのですが、これに対しては、比較できるような他市の状況のデータがあれば、出していただいたらよかったのかなと思います。

例えば、本庁北側ですか、一番、定住、住み続けたいが67%以上おられるということは、他市と比べて、他市の住民の方と比べて、例えば、芦屋市や尼崎市の市民がどういう意識を持っておられるか、そういう資料があれば出しておいていただけたらありがたいと思います。あれば出していただきたいということです。

それから、12ページの先ほどから言っています重点プロジェクトですね。これは、 個別には皆さんご意見があって、非常にあれですが、私はこの重点プロジェクト自身 の位置づけがわかりにくいと思うのです。

というのは、各論の方に入れてもいいのだろうという気がするのですけど、この重点プロジェクトの意味ですね。非常に良いことだと思うのです。個別に見たら、全部いいことをするのだなということはわかるのですが、この項を総論の中に出してくることの意味というか、前回の第3次総合計画にはなかった内容だとおっしゃっているので、なぜ、こういう重点プロジェクトを出してこられたのかということをまずお聞きしたい。

出してくるにしても、何でこう出したかって、一つ一つ検討すると、非常に疑問がわいてくることもあるのです。例えば、先ほど出ました太陽光パネルとか、壁面緑化、これ自体は非常にいいことなのですが、例えば、循環型社会を目指すというふうに、さっきの構想の中で言われたのであれば、太陽光パネルとか、壁面緑化も、ある意味

では循環型社会かもしれませんが、地球温暖化防止という一面的なもの、全体的な循環型社会を目指す上では、もっと何か大きな、それこそプロジェクトがあってもいいのではないかなという気もしますし、何でこういう一つ一つの項目をこれだけピックアップしてきたかという、細かい話になりますが、その何ていうか、施策の上で、でこぼこがあるのではないかと思います。

例えば、1番の公共施設の耐震化です。これも大事なことですから、やらなければいけないことなのでしょうが、本当に耐震化だけなのでしょうか。ほかにも何か建築関係で必要なことが、建設しなければいけないことがあるのではないか。私は全体的にはわかりませんが、ほかにもあるのに、なぜ、これをしなければいけないのか。学校とかは非常に大事なところだから、優先順位が高いのはわかりますが、なぜこれなのかという疑問がちょっとわいてきたということです。

それから14ページに行きまして、これも部門別計画ということで、それこそ先ほどの構想の方でもちょっと質問したことと関連するのですが、何で、総合計画かということとは別に、個別にこういう部門計画があるわけですよね。ここの文章を読みますと、本計画に掲げるそれぞれの施策を具体化するために、各種の部門別計画を策定していますと。これは、ちょっと論理的におかしいのではないかと。

例えば、平成12年から始まっている計画があります。最初の人権教育のための国連 10年の西宮市行動計画というものがありますが、これは少なくとも第4次総合計画と は無関係に初めからもう計画されているものであって、本計画にかかわるその施策を 具体化するためにというと、ちょっとずれますよ。時期がずれているのに、この文章 だとおかしいですよね、説明する文章としては。

だから、逆にいえば、それぞれのこの部門別計画というのは、それぞれ大切で非常に立派なものがつくられていると思うのですが、総合計画とどう関係するのかというのは、これだけではちょっと説明がつかないと思うのです。

だから逆に、それぞれの部門別計画は、それぞれできっちりとしたものをつくって

おられるのだから、極端な話をすれば、総合計画とは無関係だと言えますよね。関係があるとか言う必要もないのではないかと思います。

だから、何が言いたいのかと言うと、極論すると、総合計画は本当に必要なのかって、つつかれますよね。こういうものがあるのだったら、逆に総合計画は要らないのではないかという言い方もできるのでは。逆にそこから批判される可能性もあると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

以上、とりあえず。

川本部会長 済みません。きょう、ご案内させていただいたのが、一応3時半ということでございますので、きょうは一応、今から市にお答えしていただくのが3時半までに終わらない場合は済みませんが、次回ということにさせていただいてもよるしいでしょうか。それで、次回にちょっと時間を取らせていただくという形で、一応、きょうは3時半に終わらせていただくということでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

川本部会長 はい、どうぞ。

八木(芳)委員 二つだけ、短く言います。

川本部会長 はい、どうぞ。

八木(芳)委員 一つは、ライフラインのところで、まずこのページで言うと、12ページかな。12ページから10ページまで。要するに、ライフラインです。10年前に一番泣かされたのが水でした。それで井戸を掘ろうという声があのときありました。特に避難者のためにです。山の方は井戸を掘っても出ないかもしれないが、井戸を掘ろう、掘ろうと、あのときあれほど言っていたのに、その後の10年でどうなったのか。これから、やはり井戸が掘れるところは掘っていないといけない。私はだからあのとき水泥棒しましたよ、10トントラックでね、ピストン運転して。井戸水の出るところを知っていましたから。それが全然反省されてない。井戸を掘ろう。

それともう一つ、環境問題の取り組みの一番下のラインです。全学校も壁面緑化す

るのですか。

田村総合計画担当グループ長 学校は太陽光パネルです。

八木(芳)委員 壁面緑化はしない。

田村総合計画担当グループ長壁面緑化は公共施設です。

八木 (芳) 委員 そうしたらね、せめてグラウンドを緑にするとかね、眞鍋教育長は、余り色よい返事をしないことを知っていますけどね。メンテナンスが大変なのはわかっています。 幼稚園などで緑化しているところも、だんだんとやせていっているのがわかります。 要するに手入れをしていないのです。だから、壁面もいいですが、せめて、もう安っぽい芝生でいいから、雑草が生えていてもいいから、そこで寝ころべるようなグラウンドを考えてもらいたい。

先日の夏祭りでも砂ぼこりが食べ物や飲み物に舞うのですよ。その状態はもうね、 昔の、練兵場時代の名残かなと思ったりします。軍事教練していた時代の。

だから、とにかく、よその国ではね、こんな学校がというところを緑にしています。 日本の、これだけ水が豊かで、土地が肥えているところでできないはずがない。ただ、 雑草もよく生えますけどね。これを大阪だけではなく、大阪は恐らく失敗するかもわ からないが、西宮だけはやってもらいたいと思うのです。どこかに入れてもらいたい。 それだけです。

川本部会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

今からお答えしていただきますと、ちょっと3時半を回ってしまいますので。

新本総合企画局担当理事 そうですね。よろしいですか。

川本部会長 どうぞ。

新本総合企画局担当理事 ですから、順次、事務局の方としましては、今いただいたことにお答えして、時間が来れば次回にということでもいいですし、時間いっぱいいろんなご意見、ほかの方のご意見もお聞きしておいて、まとめて次回の初めにお答えさせていただく。どちらでも構いませんが。

川本部会長 次回、そういうことにしましょうか。

ほかに、今おっしゃったように、3時半までご意見をお聞きして、それで次回に市の方からお答えしていただくという形を取りたいのですが、いかがでしょうか。そうしないと、お答えしていただいていたら、時間が回ってしまいますので。

ほかに何か市に対するご意見とかございますか。

はい、どうぞ。

谷垣委員 先ほどちょっとお話ししました人権教育のための行動計画ですが、 平成20年3月で終了しますが、この第4次がスターとするときには新しいものを策定 しています。次のときの各論部分になりますが、例えば、 1だったら、ここの書き 方を、計画はあるが、それを行動計画につなげるとかですね、終わったようなものに なっています。後は皆、継続しているように思いますので、その辺をお願いします。

新本総合企画局担当理事 この期間を21年3月と書いているのを次の新行動計画がもうできますから。

谷垣委員 はい、もうできているはずですよね。次の第4次のときには。

新本総合企画局担当理事 それを踏まえた書き方にするということですね。

谷垣委員 はい。

新本総合企画局担当理事わかりました。

谷垣委員 それから、もう一つ、重点プロジェクトのところで、各論に入れたらというご意見も出ておりましたが、例えば、「ふれあい 文教都市」というふうにつなげるその多世代、2番ですね。12ページの2番多世代ふれあい事業ということで、わりとみんな具体的に出ているのですが、その一番最後の行の総合的に施策の展開を図るとともに、全市的な拠点施設を整備するということで、よく京都だったら、中学校の下に高齢者のそういうふれあいの場所をつくるとかですね、もうちょっと具体的な何があると、目安ができるのではないかなと思います。後は耐震化とか、わりと具体的なのですけども。

八木(芳)委員 年寄りを遠くにいかすのではなくてね。

谷垣委員 空き教室を改装してとかね。

川本部会長 そういうところもありますね。

じゃ、ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、ちょっと時間が参っておりますので、先ほど申しましたように、次回にお答えいただくということで、次回の終了時間が4時か4時半になっても、よろしいでしょうか。いかがですか、皆さん。

基本的なことは進めないといけないし、それプラス今、いただいたご意見を市に答えていただかなければなりませんので、ちょっと3時半には終わらないかもしれません。次回、終わる時間が4時か4時半になるということでもよろしいでしょうか、皆さん。いかがですか。

仲野委員 途中で出していただけるのであれば。どうしても残れませんので。

川本部会長はい。それでもよろしいですか。

田村総合計画担当グループ長 はい。

川本部会長 それでは、次回の予定について、事務局の方からご説明よろしく お願いします。

田村総合計画担当グループ長 次回につきましては 8 月 5 日、 1 時半から、場所につきましては、総会を行いました東館の大ホールでさせていただきます。

そして今回、積み残しました総論、財政見通し(第2章)のところのお答え及び審議をしていただきました後、各論 1の人権問題の解決から 5の市民活動の支援までをご審議いただければと考えております。

川本部会長 それでは次回は8月5日ということで。

きょうは本当、皆さんお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

(終了)